

<参考>

ヒアリング先の法人には、事前に「平成 22 年度 厚生労働省医療施設経営安定化推進事業（概要）」、「ヒアリングシート」等を事前送付した上でヒアリングを実施した。

別紙 1

平成 22 年 10 月

(本事業に関する照会先)
厚生労働省医政局指導課
医療法人指導官 川寄貴之
経営指導係長 依田智治
03-5253-1111(内線 2560)

平成 22 年度 厚生労働省医療施設経営安定化推進事業（概要）

「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」について

1 事業の目的

厚生労働省医政局においては、医療施設を取り巻く諸制度や環境の大きな変革期にある中で、その時々の変化が医療施設経営に与える影響を継続的に調査研究し、医療施設等関係機関に情報提供することにより、医療機関の経営改善にかかる自助努力を支援し、もって、医療機関の質的向上とともに健全な経営の安定化を図ることを目的として、毎年様々な調査課題を設定し、医療施設経営安定化推進事業を実施している。

2 「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」概要

平成 18 年医療法改正において、医療法人の非営利性を徹底させるため、持分あり医療法人の新設ができなくなったが、改正医療法附則第 10 条により、残余財産に関する経過措置を受ける持分のある医療法人は 94%を占め、持分のない医療法人への移行が進んでいるとは言えない状況にある。しかしながら、非営利性の徹底と医業の安定的な継続を図るためには持分のない医療法人への移行を推進することが必要である。移行の障害となっている要因の分析とその克服のための対策、円滑な移行のための税制を含めた対応マニュアルの提案など、医療法人制度改正を行うために参考となる基礎資料を作成する。

3 調査の検討体制

調査研究は、民間事業者への委託事業として実施している。(調査内容、調査手法等について民間事業者のノウハウを活用)

平成 22 年度医療施設経営安定化推進事業「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究」については、株式会社川原経営総合センターにより実施することとしている。

(参考)・これまでの医療施設経営安定化推進事業

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/anteika.html>

ヒアリングシート（１）＜持分なし医療法人への移行を考えていない法人＞

| |
|--|
| <p>目的：医療法人の非営利性の観点から、出資持分のない医療法人への移行が求められています。94%以上の医療法人は持分あり医療法人のままです。そこで、持分なし医療法人へ移行するのにあたっての阻害要因を分析し、その対策を講じたいと考えています。今回のヒアリングもその一環ですのでご協力をお願いいたします。</p> |
| <p>質問１．持分なし医療法人への移行を考えていますか。</p> |
| <p>a. 持分なし医療法人への移行を検討しているが、課題が多いと感じている。 ⇒シート(2)へ b. 出資額限度法人への移行を考えているが、持分なし医療法人への移行は考えていない。 ⇒シート(3)へ c. 持分なし医療法人への移行は全く考えていない。 ⇒質問2へ d. 良くわからない。あるいは判断材料がない。 ⇒シート(4)へ</p> |
| <p>ここから下は、質問1で c 移行は考えていないと答えた方のみ、お答えください。</p> |
| <p>質問２．なぜ、持分なし医療法人への移行を考えていないのですか。（複数回答可）</p> |
| <p>a. 出資持分という財産を放棄したくない。 b. 持分なし医療法人への移行にあたり、贈与税が課税されるため。 c. 他の出資者に、その持分を放棄させることが困難なため。 d. 他の出資者に、その持分を払い戻したり、買い取ることが困難なため。 e. その他（具体的に記載）</p> |
| <p>質問３．子孫が、家業を承継しない、あるいは承継できないという場合、何らかの対策を考えていますか。</p> |
| <p>a. 養子あるいは婿養子を迎えるなどして、家業承継を考える。 b. 大学・医局の後輩など、診療理念を共有できる方への承継を考える。 c. 幹旋業者等を介するなどの方法にて、第三者への承継を考える。 d. 家業として承継できないのであれば、解散する予定。 e. その他（具体的に記載）</p> |
| <p>質問４．仮に、持分なし医療法人に移行する場合、贈与税等が課税されないようにするためには、様々な要件があります。厳しすぎる要件あるいは不要と思う要件はどれですか。（複数回答可）</p> |
| <p>a. 理事、監事のうち、親族等の割合を3分の1以下にすること。 b. 社員のうち、親族等の割合を3分の1以下にすること。 c. 解散時の残余財産を、国・地方公共団体、都市医師会、持分のない医療法人等に帰属させること。 d. 都道府県の医療計画に医療連携体制にかかる医療提供機関として掲載されること。 e. 移行時に、反対する出資社員から出資金の払い戻し請求が出たとき、対応が困難なこと。 f. 規制（自賠責単価が社保並み、社会保険収入が80%以上、他）があること。 g. その他（具体的に記載）</p> |
| <p>質問５．次のような事実はありますか。また、是正可能ですか。回答は統計的処理にしか利用しません。（複数回答可）</p> |
| <p>a. 理事長などに個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。 b. 理事長や理事だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。 c. 医療法人の土地や建物に、理事長の個人的借入金の抵当権等が付いている。 d. MS法人等関連法人があり、医療法人と取引をしている。 e. 理事長や関連会社から資金を借り入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。</p> |
| <p>質問６．医療法人制度について、どなたかブレンもしくは相談相手はいらっしゃいますか。</p> |
| <p>a. 顧問弁護士に相談をしている。 b. 顧問税理士あるいは顧問会計事務所に相談している。 c. 事務長あるいは本部スタッフに諮問している。 d. 医師会もしくは病院団体に相談している。 e. その他</p> |
| <p>質問７．持分なし医療法人への移行について、ご意見をお聞かせ下さい。</p> |

ヒアリングシート（２）＜持分なし医療法人への移行を考えていて、課題を感じている法人＞

| |
|---|
| ここから下は、質問１で a 移行を考えているが、課題が多いと答えた方のみ、お答えください。 |
| 質問 A-1. 持分なし医療法人への移行にあたり、課題となっているのは何ですか。（複数回答可） |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 移行時の課税問題（税法が要求する要件を実現することが難しい。） b. 税法はクリアできるが、その後のオーナーシップ、リーダーシップ維持の問題。 c. 同族割合を薄めたときの混乱回避の問題。 d. 税法や医療法等関連法規の具体的要件についての検討不足。 e. 移行時に、反対する出資社員から出資金の払い戻し請求が出たときの問題。 f. 自賠償単価が社保並み、社会保険収入が 80%以上の要件が、病院経営にダメージを与える問題。 g. 解散時残余財産が国等に帰属されるという問題。 h. その他（具体的に） |
| 質問 A-2. 持分なし医療法人への移行にあたり、贈与税等が課税されないようにするためには、様々な要件があります。貴法人にとって課題となっているのは何ですか。（複数回答可） |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 理事、監事のうち、親族等の割合を 3分の1以下にすること。 b. 社員のうち、親族等の割合を 3分の1以下にすること。 c. 解散時の残余財産を、国・地方公共団体、郡市医師会、持分のない医療法人等に帰属させること。 d. 都道府県の医療計画に医療連携体制にかかる医療提供機関として掲載されること。 e. 規制（自賠償単価が社保並み、社会保険収入が 80%以上、他 ）があること。 f. 法令等に違反する事実あるいは帳簿等に仮装隠ぺいの事実がないこと。 g. 税法が解りづらいこと。 h. その他（具体的に記載） |
| 質問 A-3. 上記の課題(A-1 及び A-2) のなかで、困難度順位及びその理由をお教え下さい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 最も困難な要件 b. 次に困難な要件 c. 三番目に困難な要件 |
| 質問 A-4. 出資額限度法人を検討されたことはありますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 現在、出資額限度法人になっている。 それぞれの親族グループの出資持ち分割合は 50%以下ですか。（ yes no ） b. 出資額限度法人を検討しているが、課題が多い。 どのような課題ですか。 c. 検討していない |
| 質問 A-5. 次のような事実がありますか。また、是正可能ですか。回答は統計的処理にしか利用しません。（複数回答可） |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 理事長などに個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。 b. 理事長や理事だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。 c. 医療法人の土地や建物に、理事長の個人的借入金の抵当権等が付いている。 d. MS 法人等関連法人があり、医療法人と取引をしている。 e. 理事長や関連会社から資金を借入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。 |
| 質問 A-6. 医療法人制度について、どなたかブレンもしくは相談相手はいらっしゃいますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 顧問弁護士に相談をしている。 b. 顧問税理士あるいは顧問会計事務所に相談している。 c. 事務長あるいは本部スタッフに諮問している。 d. 医師会もしくは病院団体等に相談している。 e. その他 |
| 質問 A-7. 持分なし医療法人への移行について、ご意見をお聞かせ下さい。 |
| |

ヒアリングシート（3）＜出資額限度法人への移行を考えている法人＞

| |
|--|
| ここから下は、質問1で b 出資額限度法人を検討していると答えた方のみ、お答えください。 |
| 質問B-1. 持分なし医療法人への移行ではなく、出資額限度法人を検討される理由をお教え下さい。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 持分なし医療法人よりも、持分あり(出資額限度)医療法人のほうがメリットが大きいと考えるため。 b. 第三者を理事や社員に加えても、出資があれば、混乱を回避できるため。 c. 将来、出資社員から出資金の払い戻し請求が出て、経営に大きな影響は与えないため。 d. 出資額を限度にしていれば、相続税も負担は軽減され、病院の承継がしやすくなる。 e. 出資額限度法人に、後戻り禁止規定を法制的に整備すれば、税法上の問題も解決されると思うから。 f. その他(具体的に) |
| 質問B-2. 次に掲げる要件は整備できていますか。出来ていなければその理由をお教え下さい。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 親族関係等にある出資者グループの出資金合計が、出資金総額の50%を超えていないこと。 b. 親族関係等にある社員グループが、社員総数の50%を超えていないこと。 c. 親族関係等にある役員が、役員全体の3分の1をこえていないこと。 d. 社員、理事であることをもっての経済的利益(質問B-5参照)がないこと。 <p>注) 現行の税法では、法人の純資産時価が仮に1億円あって、Aさんの出資金が1千万円の場合、上記(a)の要件をクリアさせるために、他人であるBさんに出資金1千万円を出資してもらえば、要件を満たすこととなりますが、そのためにBさんは、4500万円の贈与を受けたものとして、贈与税が課税されます。贈与税が課税されないようにするためには、総額1億円(出資額面1千万円)を出資しなければなりません。</p> |
| 質問B-3. 出資額限度法人を検討される最も重要な理由をお教え下さい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 病院の主宰者以外の方が所有する出資持分対策。払戻請求権への対抗処置。 b. オーナーとしての地位の維持。 c. 相続税対策、事業承継対策。 d. その他(具体的に) |
| 質問B-4. 出資額限度法人を希望され、基金制度を採用しない理由は何ですか。(複数回答可、要順位) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 移行時の親族役員及び親族社員3分の1以下要件がクリアできない。 b. 基金では、誰がオーナーかはっきりしない。 c. 医師会や病院会等医療側が提唱してきた出資額限度法人なので、この制度を発展させるべき。 d. 基金抛字型医療法人の制度が良くわからない。 e. その他(具体的に) |
| 質問B-5. 次のような事実はありますか。また、是正可能ですか。回答は統計的処理にしか利用しません。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 理事長などに個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。 b. 理事長や理事だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。 c. 医療法人の土地や建物に、理事長の個人的借入金の抵当権等が付いている。 d. MS法人等関連法人があり、医療法人と取引をしている。 e. 理事長や関連会社から資金を借入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。 |
| 質問B-6. 医療法人制度について、どなたかブレーンもしくは相談相手はいらっしゃいますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 顧問弁護士に相談をしている。 b. 顧問税理士あるいは顧問会計事務所に相談している。 c. 事務長あるいは本部スタッフに諮問している。 d. 医師会もしくは病院団体等に相談している。 e. その他 |
| 質問B-7. 持分なし医療法人への移行について、ご意見をお聞かせ下さい。 |
| |

ヒアリングシート（４）＜良くわからない、判断材料がないと答えた法人＞

| |
|---|
| ここから下は、質問１で d よく分からない、判断材料がないと答えた方のみ、お答えください。 |
| 質問 C-1. よく分からない、判断材料がないと答えられたその理由を、お教え下さい。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 現在の医療法人制度が良くわからない。 b. 持分なし医療法人への移行によるメリット・デメリットが良くわからない。 c. 従来通りの持分あり医療法人のままで良いと考えている。 d. 顧問税理士や弁護士から問題提起等がない。 e. その他(具体的に) |
| 質問 C-2. 医療法人を設立された目的を、お教え下さい。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 毎年の税金対策 b. 相続税の税金対策 c. 子弟への事業承継 d. 分院開設や介護老人保健施設や訪問看護ステーション等附帯業務開設のため。 e. 補助金もしくは助成金獲得のため。 f. 銀行や顧問税理士からの推奨。 g. 親の代に設立したものを引き継いだため。 h. その他(具体的に) |
| 質問 C-3. 今後、医療法人制度について検討する場合、必要なものはどれですか。(複数回答可、要順位) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 厚生労働省作成の手引書と厚生労働省等による説明会の開催(税制を含む内容) b. 日本医師会あるいは病院団体作成の手引書と説明会の開催(税制を含む内容) c. 厚生労働省あるいは医師会等から委託を受けた専門家による説明会の開催。(税制を含む内容) d. その他(具体的に) |
| 質問 C-4. 上記手引書や説明会が開催される場合には、とくに何が知りたいですか。(複数回答可、要順位) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 出資額限度法人についての制度と税制、とくに税金のメリット・デメリットについて b. 持分なし医療法人への移行手続きと、その際の税制を含めたメリット、デメリットについて c. 現行の医療法人制度の問題点と解決策について d. 医療法人での事業承継方法(親族への承継と他人への承継)とそのメリット、デメリットについて e. その他(具体的に) |
| 質問 C-5. 次のような事実はありますか。また、是正可能ですか。回答は統計的処理にしか利用しません。(複数回答可) |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 理事長などに個人的な資金の貸し付け、いわゆる貸付金がある。 b. 理事長や理事だけが利用する社宅あるいは理事長等への土地・建物等の貸し付けがある。 c. 医療法人の土地や建物に、理事長の個人的借入金の抵当権等が付いている。 d. MS 法人等関連法人があり、医療法人と取引をしている。 e. 理事長や関連会社から資金を借入れ、通常金利よりも高い金利を支払っている。 |
| 質問 C-6. 医療法人制度について、どなたかブレーンもしくは相談相手はいらっしゃいますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 顧問弁護士に相談をしている。 b. 顧問税理士あるいは顧問会計事務所に相談している。 c. 事務長あるいは本部スタッフに諮問している。 d. 医師会もしくは病院団体等に相談している。 e. その他 |
| 質問 C-7. 持分なし医療法人への移行について、ご意見をお聞かせ下さい。 |
| |

ヒアリングシート（持分なし）＜持分なし医療法人への移行済の法人＞

| |
|---|
| 質問D-1. どのようにして持分なし医療法人に移行されましたか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 設立時から、出資持分のない法人だった。 b. 特定医療法人の承認を受けて、持分なし医療法人に移行した。 c. 特別医療法人あるいは社会医療法人の認定を受けて、持分なし医療法人に移行した。 d. 相続税法第66条第4項の要件を満たして、課税を受けることなく持分なし医療法人に移行した。 e. 前条の要件を満たせないで、医療法人が贈与税を支払って、持分なし医療法人に移行した。 f. その他具体的に |
| 質問D-2. 理事長は、この医療法人を子弟に継承したいと考えていますか。その際の方法もお教え下さい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 承継者である子弟（医師）を、理事会で理事長にすることに何らの障害もない。 それは何故ですか。 b. 承継者である子弟（非医師）を、理事会で理事長にすることに何らの障害もない。 それは何故ですか。 c. 問題が起きないように、子弟に経営者教育をおこない、自分の目の黒いうちに理事長にする。 d. 子弟に限らず、優秀な者に承継させたい。 e. その他具体的に |
| 質問D-3. 過去に出資持分の払戻請求あるいは買い取り請求を受けたことがありますか。その時の対応をお教え下さい。 |
| |
| 質問D-4. 理事長は、理事会や社員総会等で意見が分かれた場合の対応方法を、お教え下さい。 (理事長の時代のみならず、次期理事長での対処方法についての考え方をお教えください。) |
| |
| 質問D-5. 理事長は、自分の医療法人におけるリーダーシップについて、どのように考え対応していますか。 (次期理事長に求めるリーダーシップ像をお教えください。) |
| |
| 質問D-6. 多くの医療法人で役員や社員の親族割合を3分の1にすることは困難と考えています。それについて、理事長の意見をお教え下さい。 |
| |
| 質問D-7. 贈与税を支払ってでも持分なし医療法人に移行したと答えた方に、そのメリットとしてどのようなものがあるとお考えか、それをお教え下さい。 |
| |
| 質問D-8. 医療法人制度について、どなたかブレーンもしくは相談相手はいらっしゃいますか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> a. 顧問弁護士に相談をしている。 b. 顧問税理士あるいは顧問会計事務所に相談している。 c. 事務長あるいは本部スタッフに諮問している。 d. 医師会もしくは病院団体等に相談している。 e. その他 |
| 質問D-9. 持分なし医療法人への移行について、ご意見をお聞かせ下さい。 |
| |